

事業に対する被害を防止するための
特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関する
質疑応答集（捕獲従事者向け）

本質疑応答集は、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）に基づく特定ライフル銃の所持許可の特例的運用に関して、捕獲従事者の方々に理解を深めていただくため、警察庁、農林水産省、環境省が共同で作成したものである。なお、今後の問い合わせ等に応じて、項目の追加等を行う可能性がある。

問1 今般のハーフライフル銃の規制強化（狩猟又は有害鳥獣駆除の用途での所持関係）の概要とスケジュールを教えてください。

（答）

令和6年6月14日に公布された改正銃刀法により、ライフル銃の定義が変更され、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの（以下「特定ライフル銃」という。）が新たにライフル銃に含まれることとなりました。

このため、いわゆるハーフライフル銃（特定ライフル銃に該当）についてもライフル銃に含まれることとなり、従来のライフル銃と同様、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するために所持しようとする者にとっては、以下のイ～ハのいずれかに該当する者のみが所持許可の対象となり得ます。

イ ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者（ハに該当する者を除く。）

ロ 事業に対する被害を防止するためライフル銃による銃猟による獣類の捕獲等を必要とする者（イ又はハに該当する者を除く。）

ハ 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者

本改正部分については令和7年3月1日に施行予定であり、施行日以降、上記内容が適用されます。

なお、上記施行日以前に所持許可された特定ライフル銃については、施行日以降もそれまで同様の条件で引き続き所持することができ、所持許可の更新も可能です。

問2 被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者から都道府県公安委員会に対して「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃の所持許可申請があった場合のこれまでの運用と、今般の特定ライフル銃に係る特例的な運用との違いや関係性を教えてください。

（答）

改正銃刀法（本改正部分）の施行日以降、特定ライフル銃を所持しようとする被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、継続して猟銃の所持許可を受けている期間が10年未満でも、それぞれ市町村又は認定鳥獣捕獲等事業者から推薦を受けることにより、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）（令和2年12月22日付け警察庁丁保第209号）」（以下「現行通達」という。）に基づく手続により所持許可を受けることも可能ですが、その場合、当該特定ライフル銃を使用できる範囲が、それぞれ、被害防止計画に定めた市町村における有害鳥獣駆除に従事する場合や、認定鳥獣捕獲等事業者の事業として鳥獣の捕獲等に従事する場合等に限定されます。

狩猟における特定ライフル銃の使用等、より広い地域や機会において特定ライフル銃の使用を希望する者は、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）（令和6年11月29日付け警察庁丁保第147号）」

（以下「特例通達」という。）別紙の第1「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」（以下「特例①」という。）に基づく手続により所持許可を受けることで、都道府県による確認書（特例通達別添様式第2号）に記載された範囲で特定ライフル銃を使用することができます。

なお、特例①では、従来から対象としている認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に加え、鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に規定する法人の捕獲従事者も対象としています（認定鳥獣捕獲等事業者と鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に規定する法人を合わせて「認定鳥獣捕獲等事業者等」という。以下同じ。）。

被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者におかれましては、特定ライフル銃を使用する範囲を検討の上で、現行通達又は特例通達に基づく手続を行ってください（鳥獣保護管理法施行規則第13条の6に規定する法人の捕獲従事者におかれましては、特例通達に基づく手続を行っていただくこととなります。）。

〔更問〕 特例的運用は、従来のライフル銃にも適用されますか。

（答）

今般の特例的な運用の対象は、特定ライフル銃（ハーフライフル銃）のみであり、従来のライフル銃には適用されません。

問3 特例通達に基づき特定ライフル銃の所持許可を受けようとする場合は、現行通達に基づき所持許可を受けようとする場合に比べて、都道府県警察において手続により多くの時間を要するのでしょうか。

（答）

通常の手所持許可と同様、各都道府県警察において公にしている標準処理期間を目安に処理されます。具体的な標準処理期間は、各都道府県警察にお問い合わせください。

問4 特例通達に基づき特定ライフル銃の所持許可を受けた者について、所持後の各種義務（技能講習の受講や検査への対応等）は他の猟銃所持者と同様ですか。

（答）

同様です。

[更問] 特例通達に基づき特定ライフル銃を所持する場合、当該所持許可を受けている期間は、ライフル銃の所持許可の対象となる類型の一つである「継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者」の対象期間として算入されますか。

（答）

算入されます。

問5 特例①と特例②の違いを教えてください。

（答）

特例①は、ある都道府県で、被害防止計画捕獲従事者や一定の要件を満たす認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者として活動する者が、当該都道府県による確認を経ることによって、都道府県による確認書で認められた地域・区域内（都道府県全域の場合も含む）での活動まで特定ライフル銃の使用が可能となり、所持が認められる仕組みです。

それに対して、特例②は、都道府県が特定ライフル銃による対象獣類の捕獲が必要である旨を示す通知を発出することで、当該都道府県内外の狩猟者（被害防止計画捕獲従事者であることや認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者であることは問わない）が、通知を発出した都道府県内で行おうとする対象獣類の捕獲に特定ライフル銃の使用が可能となり、所持が認められる仕組みです。

[更問] 特例①を活用して特定ライフル銃を所持した認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者が当該特定ライフル銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することや、特例①を活用して特定ライフル銃を所持した被害防止計画捕獲従事者が当該特定ライフル銃を使用して認定鳥獣捕獲等事業者等が行う鳥獣捕獲等事業に従事することは可能か。

また、特例②を活用して特定ライフル銃を所持した者が、認定鳥獣捕獲等事業者等が行う鳥獣捕獲等事業や、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することは可能か。

（答）

上段（特例①）の場合は、都道府県確認書に記載された対象鳥獣や対象地域・区域等の範囲で可能です。下段（特例②）の場合は、都道府県が発出している通知の対象鳥獣や対象地域・区域等の範囲で可能です。

[更問] 特例①と特例②について、狩猟者登録による活動を行うことができる場面の違いはありますか。

（答）

特例①では、都道府県による確認書に記載された対象獣類や捕獲等すべき地域・区域等の範囲で、狩猟を行うことができます。

特例②では、都道府県が発出している通知の対象獣類や対象地域・区域等の範囲で、狩猟を行うことができます。

なお、いずれの場合も、事前に都道府県への狩猟者登録を行うことや、狩猟が認められた獣類以外の獣類は捕獲しない等、狩猟のルールに従う必要があります。

問6 特例①に関して、被害防止計画への「ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容」等の記入について、現行の被害防止計画には記入されておらず、被害防止計画の次回の改定に併せて記入される予定と聞いていますが、その場合でも、被害防止計画捕獲従事者は特定ライフル銃の所持許可を受けられますか。【特例通達別紙 第1 3 (2)関係】

(答)

特例通達による運用が定着するまでの間（運用開始後3年を目途）について、被害防止計画への「ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容」への記載がない場合でも、必要に応じ都道府県公安委員会の担当者から都道府県又は市町村に連絡・調整等を行い、特定ライフル銃による捕獲等を実施する必要性等について確認されていれば、都道府県公安委員会において所持許可を行うことは可能です。

問7 特例②は、初めて猟銃を所持しようとする初心者でも利用可能ですか。

（答）

可能です。

問8 ある都道府県で、特例②により都道府県知事から「事業被害防止の必要性に関する通知」が発出されている場合でも、当該都道府県の被害防止計画捕獲従事者又は認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者が、特例①により特定ライフル銃の所持許可を受けることは可能ですか。

(答)

可能です。

問9 特例②により特定ライフル銃を所持した者が、「事業被害防止の必要性に関する通知」の対象獣類以外の獣類を捕獲等するために発射した場合の法令上の取扱いについて教えてください。

（答）

鳥獣保護管理法上、適正な捕獲許可あるいは狩猟者登録に基づく捕獲等であった場合でも、銃刀法上の許可の条件違反に当たることとなります。

問10 特例②により特定ライフル銃を所持した者に対する、都道府県警察による捕獲活動実績を確認する頻度について教えてください。また、どの程度捕獲活動実績がない場合に、所持許可が取り消されるのでしょうか。【特例通達別紙 第2関係】

（答）

捕獲活動実績については、毎年実施される銃砲の検査の際に、通知に係る獣類を捕獲する活動に従事した実績が1年に1回以上あるかどうか、確認が行われることとなります。

一方で、狩猟期間が限られていることなどを踏まえ、捕獲活動に従事した実績が1年に1回以上なかった場合には、一律に所持許可が取り消されるものではなく、捕獲活動実績がない理由や、事業被害防止に資する活動を行う意思等を確認した上で、個別具体的な状況に応じて、所持許可が取り消されるかどうか判断されることとなります。